

平成28年9月
平成28年第3回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第20号	平成27年度栃木市継続費精算報告書	1
報告第21号	平成27年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書	3
報告第22号	平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
報告第23号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	7
報告第24号	専決処分事項の報告について（和解の決定）	11
報告第25号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	15
報告第26号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	19
報告第27号	栃木市土地開発公社の平成27事業年度事業報告書の提出について	23
報告第28号	一般財団法人藤岡町農業公社の平成27年度事業状況報告書の提出について	24
報告第29号	一般財団法人都賀町農業公社の平成27年度事業状況報告書の提出について	25
報告第30号	株式会社観光農園いわふねの平成27年度経営状況説明書の提出について	26
議案第102号	平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第103号	平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第104号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第105号	平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第106号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第107号	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例の制定について	27
議案第108号	公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する条例の	

	制定について	43
議案第 109 号	栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	47
議案第 110 号	工事請負契約の締結について	49
議案第 111 号	財産の取得について	50
議案第 112 号	平成 27 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	51
議案第 113 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	52
議案第 114 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	53
認定第 1 号	平成 27 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	54
認定第 2 号	平成 27 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	55
認定第 3 号	平成 27 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	56
認定第 4 号	平成 27 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の 認定について	57
認定第 5 号	平成 27 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	58
認定第 6 号	平成 27 年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	59
認定第 7 号	平成 27 年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	60
認定第 8 号	平成 27 年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定について	61
認定第 9 号	平成 27 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の 認定について	62
認定第 10 号	平成 27 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	63

平成27年度 栃木市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国庫支出金	地方債	その他	
3	2	藤岡地域統合保育園整備事業	25	10,152,000	-	-	-	10,152,000
			26	284,168,000	-	255,700,000	-	28,468,000
			27	395,309,000	-	355,700,000	-	39,609,000
			計	689,629,000	-	611,400,000	-	78,229,000
10	2	大平南小学校校舎整備事業	26	869,356,000	100,145,000	769,100,000	-	111,000
			27	1,304,036,000	233,532,000	1,070,300,000	-	204,000
			計	2,173,392,000	333,677,000	1,839,400,000	-	315,000
		家中小学校屋内運動場改築事業	26	106,208,000	17,534,000	88,500,000	-	174,000
			27	247,816,000	40,906,000	206,800,000	-	110,000
			計	354,024,000	58,440,000	295,300,000	-	284,000

報告第20号

(単位：円)

実 績					比 較					
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳				
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他		
-	-	-	-	-	10,152,000	-	-	-	-	10,152,000
113,610,000	-	94,200,000	-	19,410,000	170,558,000	-	161,500,000	-	-	9,058,000
538,699,200	-	484,800,000	-	53,899,200	△143,390,200	-	△129,100,000	-	-	△14,290,200
652,309,200	-	579,000,000	-	73,309,200	37,319,800	-	32,400,000	-	-	4,919,800
139,000,000	25,803,000	43,300,000	-	69,897,000	730,356,000	74,342,000	725,800,000	-	-	△69,786,000
1,879,390,400	398,754,000	894,300,000	-	586,336,400	△575,354,400	△165,222,000	176,000,000	-	-	△586,132,400
2,018,390,400	424,557,000	937,600,000	-	656,233,400	155,001,600	△90,880,000	901,800,000	-	-	△655,918,400
36,113,000	10,462,000	25,600,000	-	51,000	70,095,000	7,072,000	62,900,000	-	-	123,000
269,861,800	61,568,000	182,400,000	-	25,893,800	△22,045,800	△20,662,000	24,400,000	-	-	△25,783,800
305,974,800	72,030,000	208,000,000	-	25,944,800	48,049,200	△13,590,000	87,300,000	-	-	△25,660,800

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金等
1	1		平成	円	円		円
			26	146,670,000	-	-	146,670,000
			27	220,005,000	-	-	220,005,000
資本的支出	建設改良費	水道設備 更新事業	計	366,675,000	-	-	366,675,000

実 績				比 較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金等		国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金等
円	円		円	円	円		円
-	-	-	-	146,670,000	-	-	146,670,000
346,680,000	-	-	346,680,000	△ 126,675,000	-	-	△ 126,675,000
346,680,000	-	-	346,680,000	19,995,000	-	-	19,995,000

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 健全化判断比率

指 標 名 称	数 値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.55%
連結実質赤字比率	—	16.55%
実質公債費比率	9.6%	25.0%
将来負担比率	62.6%	350.0%

2 資金不足比率

会 計 名 称	数 値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道特別会計	—	20.0%
栃木市農業集落排水特別会計	—	20.0%
栃木市医療福祉モール特別会計	—	20.0%
栃木市千塚町上川原産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年7月14日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年4月8日、栃木市高谷町地内市道1001号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

真岡市地内居住者

2 損害賠償の額

145,001円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

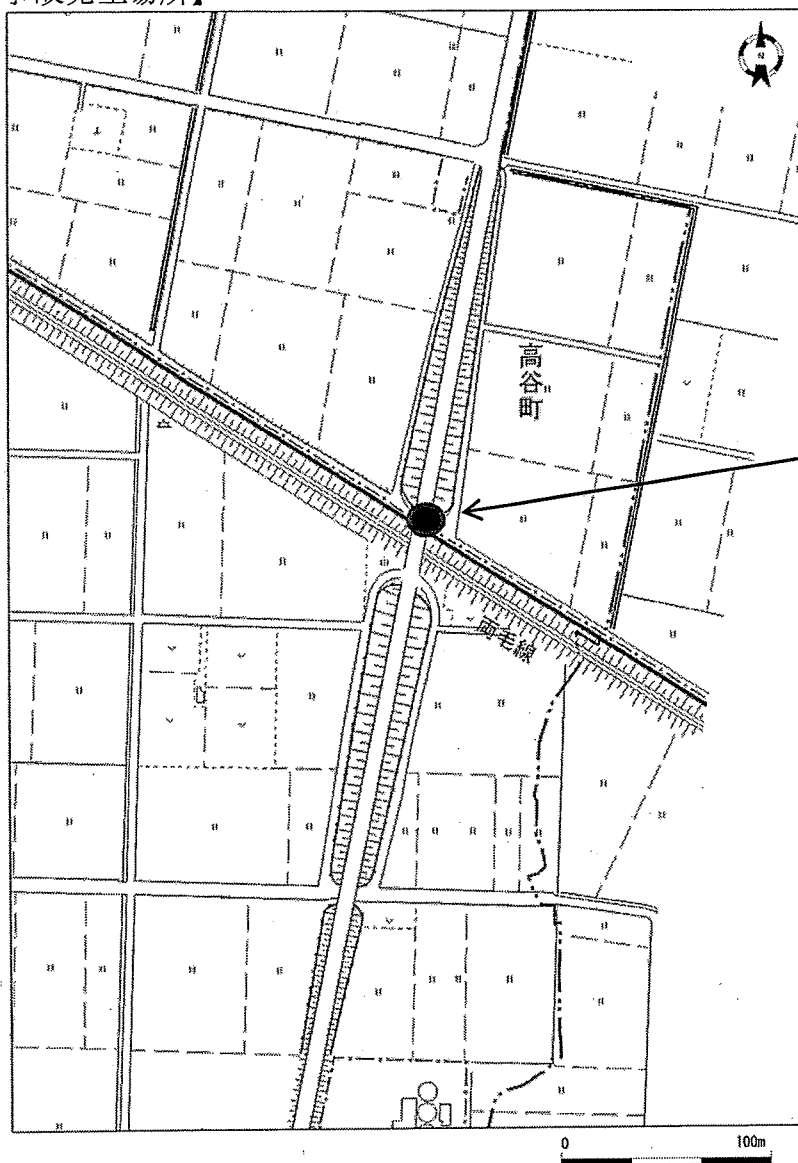
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

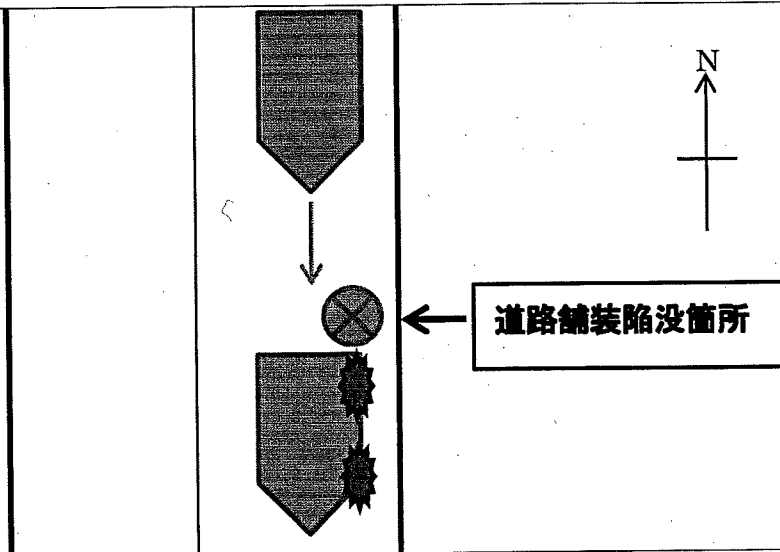
2 以下略

【事故発生場所】



事故発生場所

【事故発生状況】



道路舗装陥没箇所

道路舗装の陥没により、通過した車両の左側前後輪のタイヤ及びホイールが損傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

和解の決定に関する専決処分書

和解の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年8月1日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年6月16日、栃木市藤岡町藤岡地内において発生した公用車と相手方社用車に関する物損事故について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

栃木市藤岡町藤岡地内法人及びその従業員

2 和解の内容

栃木市及び相手方の損害額を各自それぞれ負担する。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

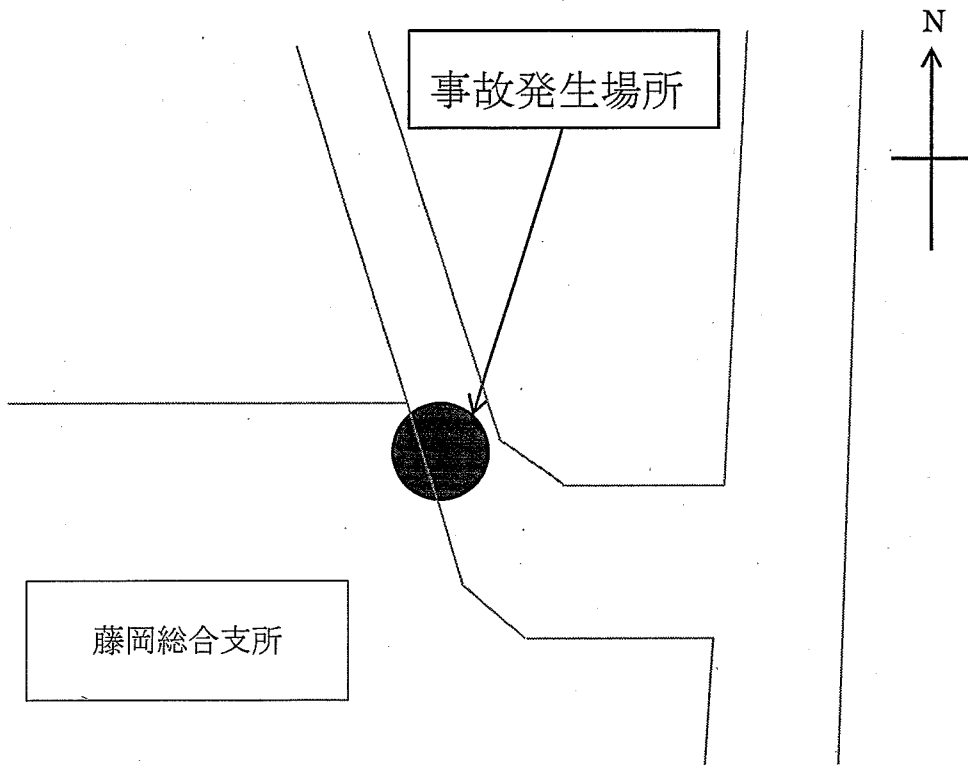
記

1 略

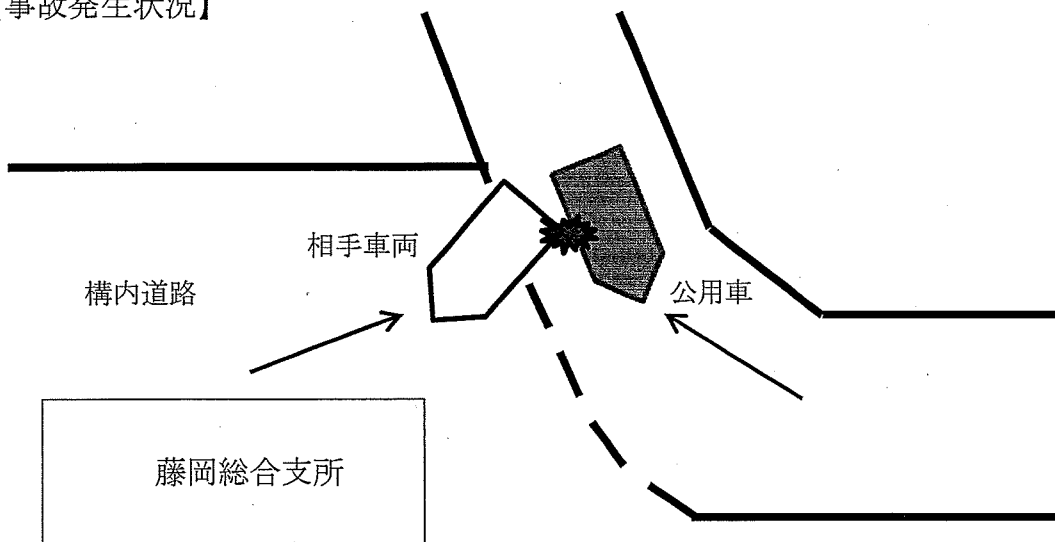
2 1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

3 以下略

【事故発生場所】



【事故発生状況】



公用車と相手車両が共に車両の向きを変えるためにバックした際、公用車の右側ドア、相手車両の左側後部バンパー及びテールランプが接触し、損傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年8月1日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年5月24日、栃木市片柳町地内市道11258号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市片柳町地内居住者

2 損害賠償の額

61,308円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

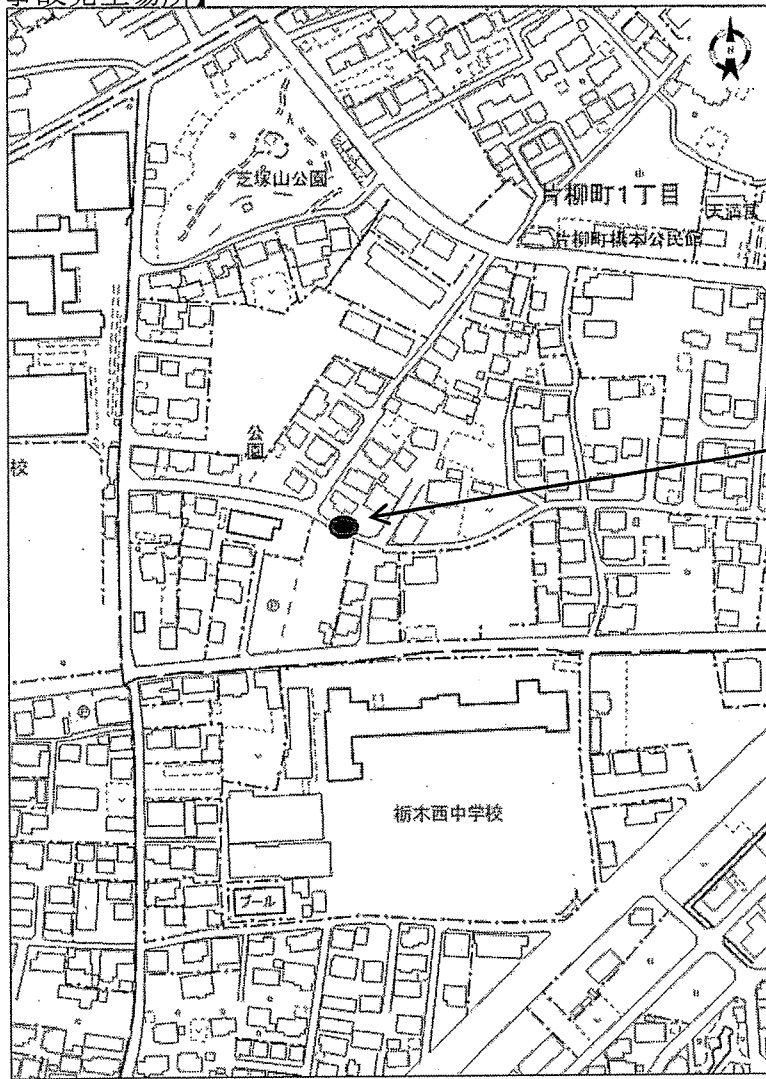
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

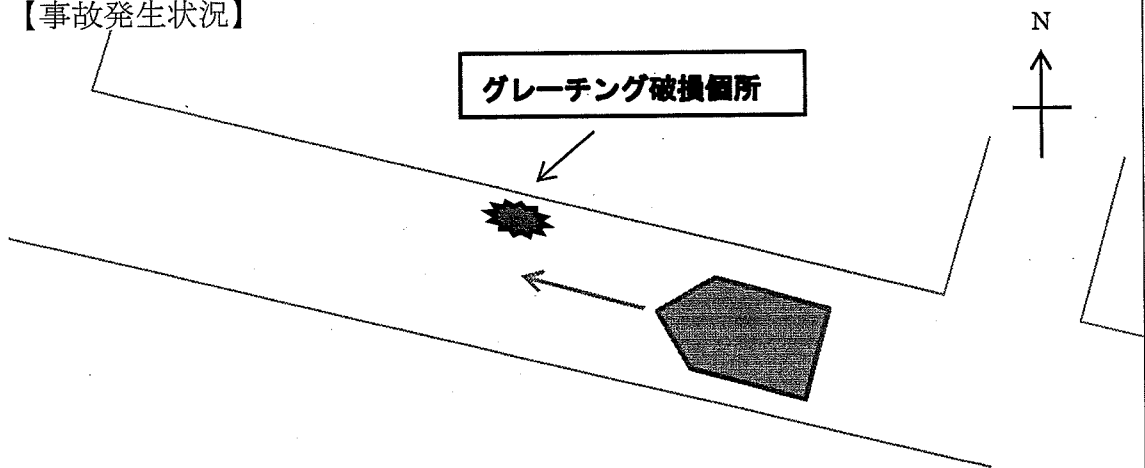
- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

【事故発生場所】



事故発生場所

【事故発生状況】



乗用車がグレーチング上を右前輪で通過した際、グレーチングが跳ね上がり、マフラー等を損傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年8月19日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年5月16日、栃木市藤岡町富吉地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市惣社町地内居住者

2 損害賠償の額

508,952円

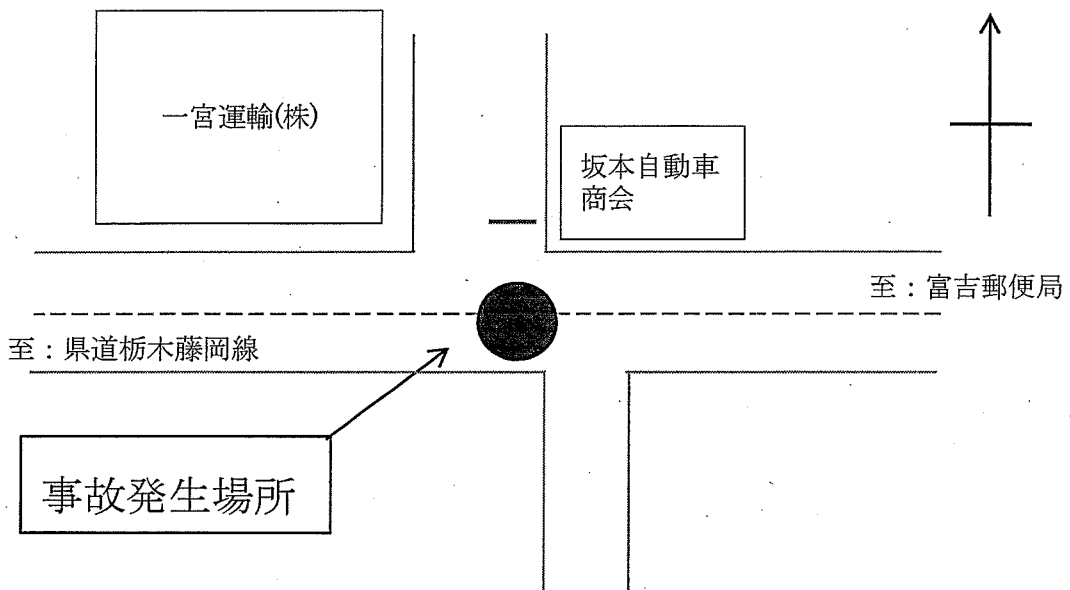
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

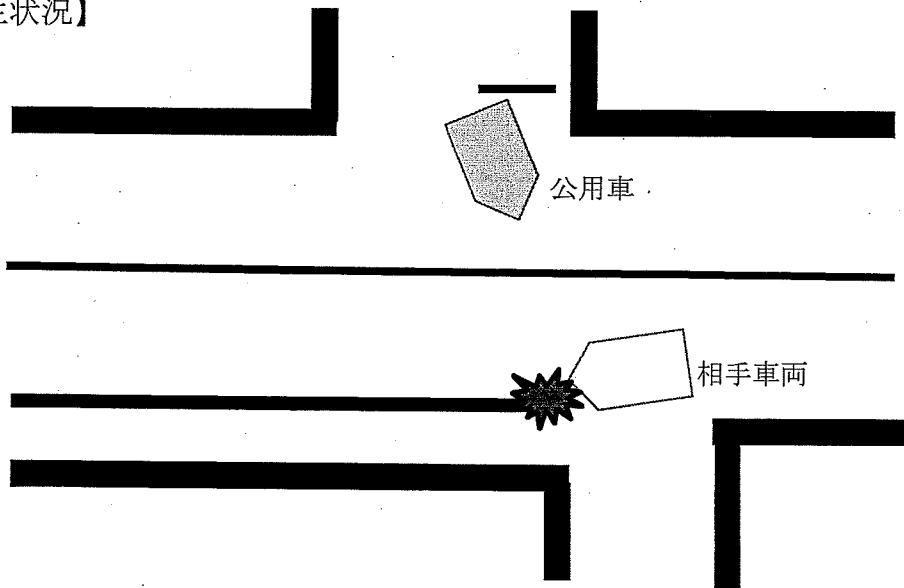
[参照条文]

報告第25号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



公用車が道路を横断するため一時停止線にて停止後、徐行で前進したところ、左方向から相手車両が直進してきたため、センターラインの約1m手前で停止していたが、相手車両が歩道の縁石に衝突し、左側前輪を損傷した。

栃木市土地開発公社の平成 27 事業年度事業報告書の提出について

栃木市土地開発公社の平成 27 事業年度事業報告書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

栃木市長 鈴木俊美

一般財団法人藤岡町農業公社の平成27年度事業状況報告書の
提出について

一般財団法人藤岡町農業公社の平成27年度事業状況報告書を地方自治
法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のと
おり提出する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

一般財団法人 都賀町農業公社の平成27年度事業状況報告書の
提出について

一般財団法人 都賀町農業公社の平成27年度事業状況報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

株式会社観光農園いわふねの平成27年度経営状況説明書の提出について

株式会社観光農園いわふねの平成27年度経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の制定について

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する
条例を次のように制定するものとする。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との 調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。

- (3) 事業区域 事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に付属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 工事施行者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (6) 近隣住民 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び当該事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の影響を受けると認められる者をいう。
- (7) 該当自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会及びその区域に居住する者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む自治会をいう。

（市の責務）

第4条 市は、第2条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置をとるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

2 土地所有者等は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された再生可能エネルギー発電設備を用いて実施する発電事業（以下「発電事業」という。）が終了したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保たなければならない。

2 事業者は、事業を廃止し、又は発電事業が終了したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。

（保全地区）

第8条 市長は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定するものとする。

（保全地区の指定）

第9条 前条に規定する保全地区は、次のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂

防指定地

- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定めた同項第7号の風致地区
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条若しくは第110条、栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第31条又は栃木市文化財保護条例（平成22年栃木市条例第227号）第36条の規定により指定された史跡
- (7) 文化財保護法第142条の規定により定められた伝統的建造物群保存地区
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第72条の規定により指定された都道府県立自然公園
- (9) 前各号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区
 - ア 山岳、河川、森林、湖沼、草原等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区
 - イ 郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区

ウ 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる地区

エ 土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる地区

オ 住居の環境を保護すべき地区のうち、住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる地区

2 市長は、前項第9号に掲げる地区の指定を行う場合においては、第27条第1項に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項第9号に掲げる地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

(保全地区の変更及び解除)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、速やかに、保全地区の指定を変更し、又は解除するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保全地区の変更及び解除について準用する。

(事業の許可)

第11条 事業者は、保全地区内で事業を行おうとするときは、事業区域ごとに、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画、その他規則で定める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 事業区域の所在及び面積
 - (3) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (4) 事業の完了時における土地の形状
 - (5) 再生可能エネルギー発電設備を設置する位置
 - (6) 設置する再生可能エネルギー発電設備の構造
 - (7) 事業の期間及び工程
 - (8) 設置する再生可能エネルギー発電設備の最大出力
 - (9) 自然環境の保全のための方策
 - (10) 景観の保全のための方策
 - (11) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
 - (12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
 - (13) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生の防止のためにとる措置
 - (14) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画
 - (15) 事業の完了後における再生可能エネルギー発電設備の維持管理の計

画

(16) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事前協議)

第12条 前条第2項の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定事業者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、申請予定事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(説明会の開催)

第13条 申請予定事業者は、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者（以下「近隣住民等」という。）に対し事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事業計画に係る土地に標識を設置するとともに、当該標識を設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、説明会を開催することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した申請予定事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

3 前項の規定による意見の申出があったときは、当該申請予定事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

4 申請予定事業者は、第1項の規定により標識を設置し、若しくは近隣住民等への説明会を開催したとき、第2項の規定による意見の申出があったとき、又は前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところに

より、市長に届け出なければならない。

(許可の基準等)

第14条 市長は、第11条第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 事業の完了時における事業区域の高さ、^{のり}法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられてい

ることとして規則で定める基準に適合していること。

- (9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境基本計画、景観計画、都市計画、観光基本計画その他の将来計画に適合していること。

2 市長は、第11条第1項の許可の申請をした者又は当該申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 第20条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないとき。

3 市長は、第11条第1項の許可をする場合においては、あらかじめ、前2項に掲げる事項について、第27条第1項に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の議を経なければならない。

4 市長は、第11条第1項の許可には、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができる。

（変更の許可）

第15条 第11条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、同条第3項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に規則で定める図書を添えて、

市長に提出しなければならない。

3 第12条、第13条及び前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(標識の掲示)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る事業を行っている間、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第17条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、近隣住民等その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る事業に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。当該事業を廃止した場合も、同様とする。

2 市長は、前項前段の規定による届出があったときは、速やかに、第11条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、許可事業者に検査済証を交付するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定による検査済証の交付を受けた後でなければ、当該事業区域に設置された再生可能エネルギー発電設備を使用してはならない。

(許可の取消し)

第20条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、第11条第1項の許可又は第15条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第11条第1項の許可を受けた日（第15条第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可を受けた日）から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかつたとき。
- (3) 第11条第1項の許可（第15条第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 第14条第1項に規定する要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 第15条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで事業を行ったとき。
- (7) 第24条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者、工事施行者又は土地所有者等に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、許可事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査さ

せ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第23条 市長は、許可事業者が第11条第1項の許可又は第15条第1項の許可を受けた事業計画に従って事業を施行していないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 市長は、第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反した事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、第19条第2項の規定による検査の結果、許可の内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、許可内容に適合するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第24条 市長は、許可事業者が、正当な理由なく、前条第1項の規定による勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反した事業者が、正当な理由なく、前条第2項の規定による勧告に従わないときは、事業の

中止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 3 市長は、許可事業者が、正当な理由なく、前条第3項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(公表)

第25条 市長は、第20条の規定による許可の取消しをしたとき、又は前条の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該許可の取消し又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該許可の取消し又は命令の内容

2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該事業者が行った不正行為の内容
(土地所有者等に対する求め)

第26条 市長は、事業（この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたな

らばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。)が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を継承した者を含む。）に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

（栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会）

第27条 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じて、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員は、法律、経済、環境、景観、農林業、土木又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 前各項に定めるもののほか、組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(手数料)

第28条 第11条第1項の許可又は第15条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第11条第1項の許可の申請 事業区域の面積に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 面積が1ヘクタール未満の場合 1件につき12万円

イ 面積が1ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 1件につき30万円

ウ 面積が10ヘクタール以上の場合 1件につき48万円

(2) 第15条第1項の許可の申請 次に掲げる額を合算した金額。ただし、その額が48万円を超えるときは、48万円とする。

ア 事業に関する設計の変更(イに該当する場合を除く。)については、事業区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の面積、縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな事業区域への編入に係る変更については、新たに編入される事業区域の面積に応じ、前号に規定する額

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第25条まで及び第28条の規定は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に着手する事業から適用する。

公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する
条例を次のように制定するものとする。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備
に関する条例

(栃木市勤労者体育センター条例の一部改正)

第1条 栃木市勤労者体育センター条例(平成22年栃木市条例第111号)

の一部を次のように改正する。

別表備考1中「住所を有する者」の次に「並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者」を加える。

(栃木市渡良瀬の里条例の一部改正)

第2条 栃木市渡良瀬の里条例(平成22年栃木市条例第125号)の一部

を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 3 下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

(栃木市老人福祉センター条例の一部改正)

第3条 栃木市老人福祉センター条例(平成22年栃木市条例第143号)

の一部を次のように改正する。

別表第2備考を備考1とし、備考に次のように加える。

- 2 下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

(栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第4条 栃木市勤労者総合福祉センター条例(平成22年栃木市条例第16

8号)の一部を次のように改正する。

「	「		を		」	」				
別表中	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">市内</td></tr><tr><td style="text-align: center;">市外</td></tr></table>	市内	市外				<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">市内の者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">市外の者</td></tr></table>	市内の者	市外の者	に改め、同表備考1中
市内										
市外										
市内の者										
市外の者										

「市内」を「市内の者」に、「とする」を「並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者をいう」に改め、同表備考2中「市外」を「市外の者」に、「市内」を「市内の者」に改める。

(栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正)

第5条 栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「勤務する者」の次に「並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者」を加える。

(栃木市体育施設条例の一部改正)

第6条 栃木市体育施設条例（平成22年栃木市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「通勤通学するもの」を「通勤通学する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(栃木市勤労者体育センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の栃木市勤労者体育センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市渡良瀬の里条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の栃木市渡良瀬の里条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市老人福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正後の栃木市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正後の栃木市勤労者総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の栃木市公園有料公園施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

7 改正後の栃木市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市中小企業者に対する融資に関する条例の一部を改正する
条例

栃木市中小企業者に対する融資に関する条例（平成22年栃木市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | (仮称)いりふね・そのべ統合保育園園舎新築建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 416,880,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市片柳町2丁目14番39号
館野・清田特定建設工事共同企業体
代表者 館野建設株式会社
代表取締役 古谷 清岳 |

財産の取得について

デジタル簡易無線機（登録局）として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------|
| 1 | 財産の表示 | デジタル簡易無線機（登録局） |
| | | 固定型 6台 |
| | | 車載型 1台 |
| | | 携帯型 271台 |
| 2 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 42,984,000円 |
| 4 | 取得相手 | 宇都宮市御幸ヶ原町44番地16
宇都宮電子株式会社
代表取締役 上吉原 均 |

平成 2 7 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

平成 2 7 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 2 6 5, 1 9 7, 4 1 8 円のうち 7 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、5 1 5, 1 9 7, 4 1 8 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町上高島488番地

氏 名 大橋 登美子

生年月日 昭和28年11月28日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市本町14番30号
氏 名 黒川 弘照
生年月日 昭和40年12月11日

認定第1号

平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成27年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳
出決算の認定について

平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につ
いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)

歳入歳出決算の認定について

平成27年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成 27 年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 27 年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市水道事業会計決算の認定について

平成27年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

平成28年9月2日提出

栃木市長 鈴木俊美